

審議会等会議録

審議会等の名称	令和3年度第1回山口市人権施策推進審議会
開催日時	令和4年2月8日（火曜日）10:00～11:35
開催場所	湯田地域交流センター なんでも学習ホール
公開・部分公開の区分	公開
出席者	<会場参加>上野千恵、小林恵美子、武波義明、中手眞弓、長村淑子、西公男、西山香代子、馬場幹雄、松原幸恵、柳井敏和、米本律子 <ZOOM参加>金子敬史、島田愛子、山田圭介14人（敬称略、五十音順）
欠席者	井上昇（敬称略）
事務局	吉村地域生活部長、鈴木地域生活部次長、萩尾人権推進課長、瀧本人権推進室長、野村副主幹、小田副主幹
議題	性の多様性に関する当事者の方との意見交換
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員委嘱状交付</p> <p>3. 部長挨拶</p> <p>4. 委員・事務局紹介</p> <p>5. 会長並びに副会長選出</p> <p>6. 会長挨拶</p> <p>7. 議事</p> <p><議長></p> <p>それでは、議題の「性の多様性に関する当事者の方との意見交換」でございます。これについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>「性の多様性に関する当事者の方との意見交換」について説明</p> <p><議長></p> <p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたので、これを踏まえまして、当事者の方のお話をお伺いしたいと思います。それでは、事務局の方から御紹介等をしていただく形で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ、お一人目からお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>それでは、当事者の方からの御要望がありましたので、ここからは、撮影をおやめください。当事者の方からお話をお伺いいたします。お一人目は仮名当事者A様として、ZOOMで御参加いただきますので、モニターをご覧ください。</p> <p>本日お伺いしたいことについて、事前にお伝えしております。当事者の方のお</p>

悩み事や困り事、社会や暮らしがこうなったらいいなと思われること、パートナーシップ制度についてのお考えなどについてお話しいただこうと思います。それでは、当事者A様よろしくお願い致します。

<当事者A>

ご紹介いただきました当事者の当事者Aです。よろしくお願い致します。今日は性の多様性についてということで、お話しをしていきます。

自己紹介からしていきたいと思います。私は1990年生まれの山口県〇〇市生まれの当事者です。身体は男性ですが、心はどうかというのが当時から分かっていませんでした。身体の性別は男性ですが、心の性別については不明ということです。

1994年に保育園に入りますが、この時に違和感を感じています。どういったことに違和感を感じたかという、保育園のおばけ屋敷大会があり、その時に保育士の方に「男の子は泣きません！」と叱られました。「男は泣きません！女の子は泣いても良い」というふうに言われたのです。この時、男の子の身体ですので、そういうふうに指導を受けたのですが、とても違和感を感じたのを覚えています。男の子って、なんで泣いちゃいけないのだろう。そして、女の子は泣いても良いということに。なんで女の子は泣いて良く、男の子は泣いちゃいけないのかという指導がとても分からなくて、戸惑ったのを覚えています。他にも、ドッジボール大会で「投げ方が女子っぽいから直しなさい」と言われて怒られたことが、とても不安を感じたことを覚えています。女の子の投げ方・男の子の投げ方、あるのでしょうかということです。皆さんも考えてみてください。

1997年に小学校に入るのですが、ここでももちろん身体は男性のままです。ただ、心がどうかというと、男性とか女性とかというそういった区分については特に意識したことはありませんでした。ただ、好きになる対象が同性であるということに不安を感じています。何故かというと、90年代当時、同性愛について肯定的な発信をする人であったり、テレビ、新聞、教科書、先生、誰もいませんでした。ということは、やはり肯定的意見が無いということで、多くは否定的意見でした。ということから、「私はひとりである」というふうに感じていました。

それから不安に感じたまま、中学校に入っていくのですが、中学になっても不安があります。何故かというと、今でもある頭髪検査、校則、そして運動会。こういったところに男女の差が表れ始めます。何で不安を感じるかというと、「男子は髪が短い・女子は髪が長くても良い」という規定です。何故、男子は髪が短くて、女子は髪が長くても良いのか。当時の生徒指導の先生に質問をしたのですが、その時の答えが「男子は“髪が短い生き物”である。女子は“髪が長い生き物”である」という指導を受けました。この指導について、大変疑問を感じています。

多くの山口県内の中学校・高等学校では制服がありますが、この制服についてもやはり問題があり、男子・女子で分かれるというところですが、他の町の高校ですが、現在、私に対応中の、制服を着ることが出来ないトランスジェンダーのお子さんが退学の予定であると聞いております。というような課題が県内でも起こ

っております。

そして、体育祭です。上半身裸になる競技が、県内では割と多くあります。特に男子生徒について、騎馬戦や応援合戦等で裸になることが多いです。私は先生方の研修もしているのですが、その時に「本当に裸にならないと出来ない競技なのか」ということ、そして地域の皆さんには「もし、そういった行事等がある場合には、裸にならなくても参加できる地域行事等についても考えてください」ということでお願いしております。

高校に入ると、さらに悩みが増えます。何故かというと、制服が引き続きあって、頭髪検査等もあります。そして、プール学習もありますが、今は配慮が進んでおり、小学校・中学校を中心に男子生徒についてもラッシュガードで上半身を隠してプールに入れるような指導がありますが、当時はありませんでした。そして、男女の更衣室についても男子・女子に分かれるということで、違いがあつてなかなか参加が難しいということがあります。ただ、高校は義務教育ではありません。もし、授業に参加できなければ退学ということになりますので、ここで、授業への参加が難しい、学習権の保障が難しい、というお子さんがずいぶんおられます。

次、2009年になり大学に入りますが、ここで人生が変わります。何故かというと、正しい知識についての授業が行われたからです。そして、図書館で多様な性に関する本が置いてあったのです。18歳まで私は〇〇市で学生をしておりましたが、それまで〇〇市の図書館には一切、多様な性に関する本がありませんでした。私が大学に行って、県立図書館等へ行くと“正しい本”が置いてありました。そこで自分のことについて考えたり、周りの方も正しい知識を得て、認識を改めて接してくれるようになりました。ここで大事だなと思ったのは、正しい知識を多くの人が学ぶということです。

そして、2013年に〇〇市に帰って来て、県立学校の教員として勤務をしております。この中でも大変、いろいろなことがありました。カミングアウトをしておりませんでしたので、この時に「私は身体が男性で、心の性については分からない」「男性に関して対象があり好きになるので」そのことについて、一部の先生方に言っていたら、「当事者Aさんと着替えていたら襲われそうだから、一緒に着替えないでくれ」「トイレには一緒に入りたくないから出て行ってほしい」とか、様々な差別的対応を受けました。そういったことから、周囲にカミングアウトをし、それから校長先生の許可を得て、今日のような研修であつたりとか、講演をしております。それから性別についても、「当事者Aさんらしくて良いじゃない」「あなたらしくて良いじゃない」ということでお言葉をいただいて、自分らしく働いております。

「当事者として困ったこと」ですね、様々あります。

ある自治体研修をした後に、市役所の職員の方から言われた言葉です。「『同性が好き』と当事者Aさんは話しているが、同性が好きなのは、あなたが自分で同性愛者を選んだのでしょ。あなたに責任があるのじゃないですか。」と言われました。果たしてそうでしょうか。当事者の責任でしょうか、ということです。例え

ば、男性が女性を好きになる、女性が男性を好きになるというのが異性愛者です。その異性愛者の方もですが、じゃあ、今日から、そして思春期から異性を好きになろうと意識をしたのでしょうか。「今日から、私は異性を好きになります」と意識したのでしょうか。それは同性愛者も一緒です。異性を好きになる、同性を好きになる、両性を好きになる、ということ意識したことはありません。好きな気持ちというのは自然と、意図せず芽生える気持ちです。WHOも言っておりますが、本人の意思・努力・治療などでは変えられるものではなく、手術の対象でもありません。性自認・性的指向というものは変更が不可能なものです。なので、本人の責任が問われるものではありません。なので、私たちは様々なことがあり、差別的な対応等を社会で受けていますが、そういったことを通して“周りにいない者”として扱われていて、「いない」とされて「言えない」という流れとなっています。

例えば、同性に関して関心がある人がいたとします。そのようなことから、いじめであったり、仲間外れにされたらどうしようと悩む当事者は多いです。

カミングアウトをしたいが、もしくはカミングアウトをして、周囲の人から仲間外れにされたり、いじめにあったり。そういったことから不登校になったり、職場に来れなくなる人がいます。なので、私たちは自分のことを言って、いじめられないのかとか、どう見られるかということが恐いです。私たちは自分自身のことを変えることが出来ません。異性愛者もそうです。社会的な環境から言えないという、言えたとしてもいじめ等がある可能性があるという状況です。

「じゃあ、ちょっとのことでも言える人がいたら相談したら良いんじゃないか」と思うかもしれませんが、私たちは、先程も言いましたように、言えない、分かってもらえるか不安な状態です。そして状況としては、性的少数者に対する正しい知識を持っている人や積極的に啓発を行う公的機関がまだまだ少ないと思います。そういったことから、信頼できる人や相談できる市役所の部署等が見つかりにくい状況があります。

私自身も以前、住んでいた自治体で相談しようと思ひ、市役所を訪ねたのですが、まず、「LGBTについて」と聞くと、「えるじーびーていーって何ですか」というふうに質問をされました。市役所の方もそんな状態ということがあるので、まず、そこから説明が必要ということで、市役所の方もご理解がいただけないということが、まだまだあるように思えます。そして、そういったこともあり、公的機関からの啓発や情報共有等が必要です。ちなみに、現在住んでいる〇〇市については、こういった情報提供や子どもたちに対する啓発が大変進んでおります。資料等も近年、展開されている状態です。

そして、当事者自身、知識がない方が多い。そういう方がいらっしやると思います。特に子どもたちについては、小・中・高の段階において正しい知識を得ることがまだまだ不足している状態ですので、そういった啓発活動等について、もしくは資料等の配布が必要になります。宇部市については今年度、資料を作成して子どもたちへの配布が済んでおります。

当事者については異性暴力を受ける方が多いです。これはNPOの調査ですが、

全回答者の68%がそういった暴力・いじめ等を経験していて、言葉による暴力が一番多い状態です。中には性的な暴力を受ける方もいます。宇部市でパートナーシップに関連して、パブリックコメントが行われましたが、この中で「性的少数者に関する差別」は存在しないのではないのでしょうか」というご意見がありました。しかし、これまで聞いていただいた通り、NPOの調査等を踏まえ、差別が存在しないかという、少なからず差別をした経験のある方が一定数おられることがご理解いただけると思います。

次に、厚労省のデータです。厚労省がゲイ・バイセクシャル男性についての性被害を調査いたしました。見ていただきますと深刻です。例えば、服を脱がされる方が10%程度います。そして身体を触られる方が16%。中にはセックスの強要等が5~6%あるという意見もある。そんな性被害を受けた当事者の方がおられます。

私も教員をしておりますが、子どもたちに伝えていることです。性のこと、見た目のこと、障がいのこと、起こるいじめや、無意識のからかい等があります。そういったことで笑いをとる方が一定数おられますが、そういったことは周囲の人を傷つける発言なので、絶対にしないようにと指導しております。

市役所等の窓口であることですが、「パートナー=異性」として扱われることがあります、そうではないということです。必ずしもそうではなくて、性自認・性的思考が多様な人たちが存在していることをご理解いただきたいと思います。

「私たちが困っていること」です。

行政サービスの申請時や、生活状況・家庭環境に関する調査等で、調査や質問等を窓口でされる場合やアンケート調査の性別欄の記入、選挙投票の性別の確認等、「見た目の性別」と「申請書の性別」が異なる場合ですと、もし、窓口の方等に大きな声で「この性別で合っていますか」と確認されると、周囲の方の視線が大変気になる方がおられます。特にトランスジェンダーの方です。「アウトティングの可能性があつて、投票に行けない」だとか、「市役所になかなか行くことが出来ない」といった方がおられます。そして、職場内での差別発言等がある場合があり、なかなか職場内の中で仲を深めることが出来ないであるとか、あるいは困難であるという当事者の方がおられます。

災害等も私たち、大変不安に感じております。「避難所に入る際、性別欄を記入することがあるのが不安であつて、行けない」という場合。そして、「トイレや風呂が男女別しかない場合、利用が困難である。」これはトランスジェンダーの方が特に言われます。そして、「生理用品が欲しいのだが、見た目が女性から男性に移行しているため、生理用品をもらう列に並べなかった」という方。そして、「同性のパートナーと避難する際、周りの目が不安であつて、避難することが出来ない」、「避難者向けの災害住宅に、同性のパートナーが入居できるか不安。入居できない場合がある」ということです。対応事例としては、様々な自治体の参考事例です。ちなみに宇部市についても、このような事例で対応しているとのことでした。

本当に当たり前か考えるということです。当事者の視点に立って考えていただきたいのは、LGBTの人に対する言葉を、気を付けなくてはと私たちが思っ

いただくのではなくて、これ、よく子どもたちの授業の感想でもいただきますが、そうではないのです。私たちは、“LGBTと異性愛者”と別れているという部分ではなくて、やはり、同じ人間として扱っていただきたいのです。これは他の方々でも同じだと思っています。例えば、男の子で人形が好きな方、もしくは女性でスパッツのズボンの制服を着たいという方、女の子で黒か青のランドセルを持って行きたい方、男の人で裁縫の趣味がある方、もしくは、こういったイラストを見て違和感を感じる方もいるかもしれません。本当におかしいか、もしくは不自然に感じるかが当たり前で合わなかったと言います。

ここに書いてあるとおりですが、一人ひとりが好きなことで役に立てる、出来ることを使って、自分らしく社会を営む、社会をともに作りたいと思っているので、ぜひ、一緒に支え合いたいと思っております。

「当事者として社会に望むこと」です。

例えばトイレの場合。「みんなのトイレ」が本校や市立学校・私立学校等でも進んでおります。下の方を見てみると、国立競技場でもこのようなマークが採用されております。宇部市内の学校の取組として、女性は赤、男性は青のトイレのスリッパだったのですが、性別に関わりのない色のスリッパに変更が進んでおります。

他にも、宇部市内の小学校、左上の写真です。以前は空き教室等で、男子女子に分かれて制服から体操服に着替えていたのですが、現在は、様々な方が着替えやすいように、パーテーション、仕切り等を設置しているように聞いております。本校では仕切り等が設置されていて、例えば、アトピー性皮膚炎等がある子どもたちが見られるのが緊張するというので、着替え等で使っている事例があります。

他にも、アンケート調査では回答に「その他」という形で記入できる配慮が進んでおります。採用履歴書で性別欄を載せない企業等も増えているようです。

他にも、子どもたちからの提案に周囲の学校や保護者、そして先生方も賛同されて、宇部市内の中学校については来年度春からジェンダーレスの制服等が採用される予定です。

「パートナーシップ制度」については、宇部市が昨年度9月から導入しておりますが、パートナーの関係を認めるものです。パートナーシップ制度に関する私の考えですが、性の多様性やジェンダー、男女共同参画など、市民が性に関する課題に向き合い、人権を身近に感じるきっかけになると感じています。私は性的マイノリティに関するだけでなく、性に関して、女性とか男性とか全て含めて、そういったことを身近に感じて、様々なことに対して問題意識を持っていただくチャンスだと思っております。そして、制度が導入されることで、1番、市民に正しい知識の啓発が行われる。2番、市役所職員の理解増進によって、当事者は不安が少なく来庁できる。そして、困った時に相談がしやすくなる。安心して暮らすことが出来るということ。ここがまず、大きいと思います。3番は、市民の一員として認められたと感じます。それまではやはり、なかなか相談する場所が無いとか、理解が進んでいないと感じて、市の活動への参加が難しいと感じ

た時期もあるのですが、パートナーシップ制度が宇部市で認められ、市民の一員として、これからまちづくりに参加していきたいという気持ちが高まっております。

そして現在、私は山口県の公務員ですので、転勤が県内全体のはずですが、県の方には転勤について、「パートナーシップ制度がある自治体、もしくは通勤圏内」と限定して申請しております。何故かという、そうではないとパートナーシップ制度が利用できないので、生活面で大変困るからです。ということは県職員として、本当は県民全体への利益を考えて、県内全体への転勤が本来、望ましいのですが、それが叶わないということです。そして、キャリアステージとしても本当は様々な学校で経験を積みたいのですが、それが叶わないのです。私自身の、そして、県民の方への利益が損なわれている状態です。宇部市だけ、もしくは宇部市の近辺が難しい場合には、福岡県が一番近い状態です。福岡県は来年度春から、全ての県民へのパートナーシップ制度適用が認められますので、福岡県への転居も考えているような状態です。そういったことを考えると、当事者含めて現在、利益が損なわれている状態であることをご理解ください。

パートナーシップ制度で出来ることですが、パートナーの手術に同意できる病院が増えます。そして、市営住宅等の入居が、宇部市では出来ます。住宅の改修費用等も補助がされます。住宅ローンを借りることが出来る金融機関が県内にも出てきております。航空機等、もしくは携帯電話等の割引等も使えますし、学校によっては、福利厚生等が適用できる学校も増えております。

朝日新聞さんの記事ですが、ひとりじゃないということで当事者の意見です。私も含めて、やはり県内で暮らす中で、どうしてもなかなかつながりが無かったり、ご理解がいただけていないということで、「ひとりなのではないか」と不安に思うことが多かったです。このような機会であったり研修の機会、もしくはパートナーシップ制度等を正しく理解していただくことで、「ひとりではないのかな」と思うことが増えました。当事者でも暮らすことが出来ている人が増えているのではないかなと思います。

先程、ご紹介もありましたが、12月段階で130でしたが、現在は150の自治体が導入されております。そして、人口カバー率は間もなく5割に達する予定です。

ということで、大変早口でお話しましたが、以上で私の方からは終わりたいと思います。ご質問がありましたらまた、お願いします。

<議長>

大変貴重なお話をありがとうございました。ここで、委員の方から事前に質問をいただいています。まずB委員、お願いいたします。

<B委員>

今、実際に当事者Aさんからお話を聞きまして、一つはずっと長い間、男女共同参画の、アンコンシャスバイアスの視点です。女の子だからこういう服装で、

こういう髪型で、生き方までずっと今まで決められていました。自然な気持ちで男性が男性を好きになる、女性が女性を好きになるという、少数の方ではあるかもしれないが、そういう方がいらっしゃるということをもっと私たちは理解したいと思います。本当に人を好きになるということは素晴らしいことですよね。実際、御自分がそういう小さいころからの経験の中で辛かったこと、嬉しかったことも言われていました。

今、2つの流れがあって、ずっと長い間根付いている「男だからこう生きなさい」「女の子だからこう生きなさい」という慣習が、今、コロナ禍の中で非常に問題になっているのです。特に女性はDVなどたくさんありますが、そういったことの解消と同時に、今のように性の多様性です。好きになるのは自然なことなのです。そういったことを、もっともっと私たちは地域の中の学習だとか、こういった学習会をしながら。自然に好きになった相手を選ぶことでパートナーシップ制度が認められていく社会になっていくこと。これまでの慣習をこういう学習の中で切り替えていく。こういう社会が必要なのではないかなと思いました。今のお話の中で、自分自身は大学で勉強したとおっしゃいましたので、そういうふうに学習すること、当事者の方も、また、周りの方々も学びながら、性の多様性があるのだな。それは自然なことなのだということを理解していくように、社会の中でシフトしていかなければいけないなと思いました。

今日、当事者Aさんからお話を聞きながら、改めて二つの点を思いました。アンコンシャスバイアスの払拭と性的少数者の方々もちゃんと認めて、好きになるのは自然なことなんだ、ホントにそれをきちんと認める社会が大事だと感じました。

質問というよりは今日、随分細かく分析されて話されましたので、感想です。今までの中で一番辛かったこと。たくさんおっしゃいましたが、こういうことが辛かったなというのが特別何かおありでしたら、私たちもその辺のことをお聞きしながら、もっと社会で認めていけるように努力したいな勉強したいなと思います。

<当事者A>

例えばまず、子ども時代と大人に分かれると思います。子どもたちへの理解ということで、子どもの時代からの当事者ももちろんいます。子どもたちが育つ中で、当事者が一人であると思う時間が、長く続くこととなりますので、子どもたちにどう理解してもらおうかというところがこれからの課題になってくるということになります。そういった中で、やはり差別的発言を受けてしまう子どもたちがまだまだいる。そして、大人の対応によって学校に通えなくなる子どもたちがまだまだいるというところで、現在の、そして私自身も経験したことで、学習権がなかなか保障されないという事態になっていることが子供時代の辛い例です。

そして、大人では、働いていかなければいけないと思うのですが、そういった中で職場内での恋愛の話しや差別的な待遇であったり。トランスジェンダーの方であったら制服等を着ることが難しいが、強制される。もしくは、身体は女性で

心は男性なのだが、お化粧をしなくてはいけないとか、そういった中で働くことが困難で就労が難しいという様々な複合的な要因があって、社会への復帰が難しい方もおられます。友人にもいます。私自身は教員として働いておりますが、さっきも言ったように差別的な発言を受けた経験もあります。そういったことから、働くことが地域で難しいなと感じていることがありますので、差別的な社会だということに困難を抱えております。

<議長>

ありがとうございます。もうお一人から質問をいただいております。C委員、お願い致します。

<C委員>

私は前任者の方がご病気になられたので、前回、途中加入という形で委員にならせていただいたので、このパートナーシップとか、こういうことがどういう流れできたというのがよく分からなかったものですから、前回はパートナーシップ制度がまだ、山口市は導入していない、いろんな状況を調べている段階だと言われたので、それが済んでから、しっかり勉強されてからのほうが良いじゃないかという意見を申し上げさせていただきました。というのは認知症の会も長年、いろんな差別とか受けてきている会ですので、私たちの方から「山口市に対してこういう制度を作ってほしい」と申し上げたところ、山口市というのは昔からすぐには動いてくれないのですね。けれども、しっかり職員の方がお勉強をされて、時間はかかりましたがお願いした制度は、山口県内の中でとても誇れる制度として作りあげていただきました。そういう意味で、このパートナーシップ制度についてもしっかりお勉強されているのだったら、山口県の中でもとても良い制度として成功されるんじゃないかと思い、そういう意見を申し上げた。

ただ今回、時間をおいてご案内いただいたので、私も知識が無かったのでいろいろ調べた中で、県のパンフレットが入っていましたが、その中にある「当事者の困ったこと」というのが、言葉を変えて言えば、この中の障がい者の方もあったり、認知症の方も、それぞれが抱えている困ったことであると思うのです。だけど、実際に困ったことを私たちが日常生活の中で解決しながらきたように、じゃあ山口市行政として何が出来るのかなというのがよく分からなかったものですから、それで二つの方法。一つは啓発活動。一つはパートナーシップ制度の導入。これを山口市が主導ですという二つの方法しかないと思ったのですよね。今日、ご自身の発言をお聞きして、やっぱり困ったことというのはホントに困ったことなのだから、啓発活動についてはいろいろな人権の講座等で、山口市で進めていただきたいですし、ご本人も教育関係で進められておられるので、とても良いことだと考えました。

パートナーシップ制度ですが、私も調べたら宇部市しかなかったもので、お電話いただいた時、「宇部市は去年10月段階でゼロなのに制度を立ち上げていますが、その後、利用された方はいらっしゃるのですか」とお聞きしたら、「1組いら

っしゃいます」というふうにお聞きしました。今の方がそうなのかもしれませんが、やはり1組であっても、先程、職場を、「パートナーシップがあるところを選んで」というのをお聞きしますと、困ってらっしゃる方がいるという現状に合わせて、やはり山口市もそろそろ決断をされて、パートナーシップ制度を、早く導入していただきたいなと思いました。それを山口市の方に、どちらかというところまで進んでいるのかというのを聞きたいぐらいなのですが、どうでしょうか。

<議長>

今のご質問、山口市の担当の方にご質問という感じでしょうか。

<C委員>

そうですね。

<議長>

ちょっとすみません、当事者Aさん、ちょっとお待ちください。

<事務局>

「どの程度進んでおられるか」ということですが、要は前回も申しました通り、基本的には国や他地方自治体の動向を注視しながら、今後検討していくということとずっと申し上げていますが、今回、これがまず第一歩ではないかと。当事者のお話を聞く、当事者だけでなく、多くの方のご意見を集約しないと市としての方針がなかなか定まらないのではないかと。当然、庁内の理解促進というのも必要となりますし、あと、行政だけではなく、民間事業者の方のご協力が絶対欠かせないと思いますので、そういう方からのご意見も集約する必要があるのではないかと考えております。今回、こうやってご意見をお伺いしておりますが、今後も審議会等に限らず、他の当事者の方のご意見等もお伺いして、参考にしながら、検討を進めていきたいというふうには考えております。ですから今、やる・やらないとかいう方針はまだ、確たるものはありませんが、山口市としてはこういった制度設計をすれば良いのかを今後、考えていくようにしているというのが現状でございます。

<議長>

今の問題というのは、要するに「市内とか地域の実態がどうなっているのか分からないのに、パートナーシップ制度を作るのはどうなのですか」という反対意見というのがある中で、宇部市は導入したという現状があるわけですよね。市民の認識が進む、啓発の方を優先するのか、制度を先に作っちゃうのか、そういう問題に今関わっていると思うのですが、その点に関して当事者Aさんにはご意見をお伺いしたいと思います。

<当事者A>

やはり、様々なやり方があると思うのですが、例えば宇部市に関しては割と啓発と制度設計を同時進行で行ったのではないかと考えております。啓発も割と早めの段階から行っていたと思いますが、制度設計も同時かなと思うのですが、個人的なことと言いますと、やはり私自身も人間ですので生きております。そして歳も重ねていきます。正直言いますと、早ければ早いほどありがたいというのが本音です。特に、私も仕事をしておりますが、制度が出来る自治体が増えると勤務できる学校等も増えますし、そして、この当事者の方々がいる・いないという話もありましたが、当事者は少なからず、山口であっても都会であっても関係なく存在します。そういった方々が都市部とか地方とか関係なく存在して、そういう方々が不利益なく、地域に関係なく暮らすことが出来るのが望ましいと、私は考えております。様々な進み方があるかと思いますが、啓発をしていくことはもちろん大事ですし、宇部市に関しても制度が出来た後の啓発、昨日も私、講演をしてきたのですが、行っておりますので、啓発はずっと続けていただきたいのですが、制度については啓発で何%理解がいったとかを測れるものではありませんので、制度設計については、もし、可能であれば進めていただきたいというのが思いとしてはあります。

<議長>

ありがとうございました。

事前に質問をいただいているのはお2人なのですが、今の当事者Aさんのお話を聞かれて、こちらにいらっしゃる委員の皆さん、何か他にお聞きになりたいことはございますでしょうか。

<D委員>

先程のあれを見て私、一番、ここだなと思ったのは、パートナーシップ制度が市民の理解を広げると言われるところが一番、「ああ、そうだな」と思ったのです。だから行政の場合、しばしば「もうちょっと市民の理解が深まらないと、制度設計は出来ません」という話がずーっと出てきてね。行政が主導して何かをするのではなくて、市民の理解が広がった後に行政施策が。私、福岡県で同和教育なんかをずっとやってきてね。だから、「部落差別が身近に無ければ、同和教育は必要ないか」という話から始まっても、全部で、やはりこういう差別は許さないという取組が無ければ、本当にいろいろな人権というのは語れないということを実感したのです。だから宇部市も、パブコメは反対が多くても実行するという。それ、すごいと思うのですよ。正直言って山口県は、「今のところ、やる気ありません」という返事のようなので、山口市は、見たらどうも「他の自治体を見ながらやります」という感じなのですが、ぜひ、施策を作れば理解が広がるという点をメインにして進めていただきたい。

もうひとつは、当事者Aさんにお聞きしたいのですが、LGBTの問題はやはり小中高で、ホントにしっかり教えんといかんとは思っているのですが、どこからどう手を付けるのかと。ホームルームでそういう話し合いをすることなのか、それと

もトイレのあり方を学校側がバンと変えて、「なぜ、こんなに変えたのです」というふうなことから話されるのか。いまいち投げかけられても、対応できない実態があるような気がするので、こういうふうにとというのがあればぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

<当事者A>

ありがとうございます。ちょっと宇部市の取組を一つ漏らしておりましたので、申し上げます。宇部市の取組ですが、「パートナーシップ制度を行います」と言った後に、民間企業等の取組についての募集が始まっていたので、「作ります」からの民間企業の取組や取り組める方募集という流れがありました。

そして学校関係ですが、例えば福岡市については全小学校とか、多様な性に関する授業が展開されているようです。その取組を見ても、福岡市については、小学校低学年等で男女の役割についての課題出しを行うそうです。例えば、「男の人は働く」「女の人は家事をする」「女の人は赤」「男の人は黒」といった、子どもたちの方から男女の違いが出て、それをひっくり返してみても、果たしておかしいことでしょうかということの授業を行う。性役割のことから入っていく授業展開がされています。私もそのような授業を行ったことがあります。なので、主にLGBTに特化した授業をするよりかは、最近はやはり性役割であったり、男女の違いからそれが本当に正しいことであったかどうかというところの認識を改めるような学習が今現在、学校では進んでおります。私も宇部市の小学校で授業を行っていますが、多様な性に関する話もしますが、難しいLGBTの話をするのではなくて、さっき言ったように色の違いであったり、もしくはトイレのスリッパはどんな色かなって話から進めていき、自然と多様性に関して多様な性ではなくて、多様性に関して理解が深まるようなことから入っていく方が、全ての方に対して他の人権問題を絡めて理解しやすいと思って、資料が進んでいるのが、今の時代の流れかなと思っております。それから割と、中学校・高校になってきたり、小学校高学年ぐらいから多様な性に関する話が山口県内ではされているように感じています。それが今の山口県内の流れかと思えます。

<議長>

ありがとうございました。

いろいろと委員の皆さんからも「ここ、聞きたいなあ」とかということはおありだとは思いますが、ちょっと次の方をお待たせしてしまっている状況がありますので、大変恐縮なのですが、当事者Aさんのお話と質疑応答に関してはここぐらいでちょっと終了させていただきたいと思えます。どうしても私、言いたいですという方がなければ、よろしいでしょうか。

当事者Aさん、本日は大変貴重なお話を細かく具体的にお伝えいただきまして、誠にありがとうございました。委員に成り代わりまして、感謝を申し上げます。

<当事者A>

ありがとうございます。

<議長>

それではコロナの状況もありますので、換気のため5分間休憩を取りたいと思います。

11:05<休憩>

11:10<再開>

<議長>

それでは、再開いたします。

準備がよろしいようでしたら、お二人目の方をお願いいたします。

<事務局>

それでは、お話をお伺いします当事者E様をご紹介します。当事者E様はLGBTのT、トランスジェンダー当事者でいらっしゃいます。

ご自身の経験や体験を踏まえて、性的少数者の方々への理解促進、生きづらさの解消につながればと、山口市人権学習講座を始め、市内外の学校などでも性の多様性に関する講演に精力的に取り組んでいらっしゃいます。

本日お伺いしたいことにつきまして、事務局から1問ずつお聞きいたしますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

まず、日常生活についてのお悩みやお困りごとなどがありますでしょうか。

<当事者E>

基本的に日常生活については特別、正直な話、困ったことは無いんです。別に不便を感じることも無ければ。特別ないんですが、ただ、少し困ったことがあるんですが、それは何かというと、自分自身の身体的な問題なんです。何が言いたいかというと、私たちの体というのは自然に維持が出来るものではなくて、薬ですよ。ホルモン剤だとかを使わないと身体が維持できない。例えば病気でしたら、「いついつまでに薬飲んだらそれで終わりですよ」と言うじゃないですか。が、実は、私たちは終わりが無いんです。じゃあ、ホルモン剤を飲まなければどうなるかということ、人間というのは体の中から自然にホルモンを発生する機能を持っていますが、私みたいに実際、体に手を加えている立場の人というのは、自分の中でホルモンを分泌できない。特に私の場合、体が元々男性なので、本来だったら男性ホルモンが出るんですが、男性ホルモンが出ない。その代わりに、女性としての体を維持しなければいけない。だったら、男性ホルモンが出るものをまず、削除しなければいけない。女性として体を維持しなければいけない。そのために女性ホルモンを摂取し続けなければいけない。これをしないと更年期障害が出てきたりとかして、体の維持が大変かなというのは、ちょっと困りごとなんです、

まあ、悩みとかは無いですね。今、一応そういった形で、トランスジェンダーにおける問題というか、私が困っているかなというところです。

<事務局>

ありがとうございます。

次に、今のLGBT当事者の方を取り巻く状況をどのように思われますでしょうか。

<当事者E>

率直な意見なんですけど、当事者より周りの方が騒ぎ過ぎです。ハッキリ言うと。特にLGBTの人なんか特別、私が「こうしてくれ」「ああしてくれ」だとかと言って、積極的に訴えているかという、私が個人的に言うと、逆にそっとしてあげておいた方が良くはないかと。

皆さん、来ていらっしゃる方の年齢層を見て分かると思いますが、30年ぐらい前って今みたいな問題って言ってなかったでしょう。特別、あの人はこうだから、あだからとってということ無かったでしょう。逆にそっとしておいたでしょう。メディアが取り上げて、変に着目されるようになってから問題が大きくなってきた。逆に存在が浮き彫りになってきた。それに対して軋轢が出てきていると思います。だから、状況について私は必ずしも、今、状態的にはすごく良いとは思えないですね。逆に、人によっては、すごく住みにくくなっている世の中だと感じている人、結構いらっしゃいますし、逆に当事者の方が「私たちは別にそこまで考えていないよ」という人が意外といらっしゃるんです。そういった部分に関して、取り巻く状況については逆にあまり良くないのではないかなと感じております。

<事務局>

ありがとうございます。

次に、社会や暮らしがどうなったら良いなというふうに思われますでしょうか。

<当事者E>

まあ、これは、私の個人的な話になってしまって申し訳ないですが、社会的にというか、先程お話ししたところに戻ってしましますが、私、体を維持しなくてはいけないじゃないですか。例えば、私がこの状態でホルモン治療を受けたい。どこへ行くのかというと、婦人科になるんですよ。私が今行くと、100%負担なんです。保険が効かない。何故かというと男性だから。私の場合は、私、実は結婚しています。娘もいます。今の状況からいうと私、性別変更が出来ません。法的に。裁判かけても、性別を変えることが出来ないんで、一生実費で治療を続けなければいけないという状況になるので、そういった部分で健康保険に関して適応してもらえるとありがたいかなというのはあります。これ、私個人的な意見なんですけど、実際に性が変更できた人たちは、言った通り婦人科に行っても当然、

身分証明書でも、性別の部分、今、基本的に載せなくなりましたが、女性となっているじゃないですか。私の場合はパスポートを見ようが、何を見ようが全て男性と書いている。だから、こういった女性としての治療を受けることが出来るんですが、負担が100%ですと。これがちょっと変わってくれたら良いかなと。

あと、あの人、トランスジェンダーだからとか、レズの人とかゲイの人だとかバイセクシャルだとかというのをあまり意識してほしくない暮らしになってくれた方が良いですかね。簡単に言うと、あの方はああいう人なんだと。それで済ませるような暮らしが出来た方が逆に良いと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

次に、パートナーシップ制度についてどのようにお考えでしょうか。

<当事者E>

パートナーシップ制度については、例えば同性愛の方々に関してはすごくありがたい制度だと思います。私も、とある方とお話した中でですが、このパートナーシップを考えた方というのは、すごい苦肉の策でこの策を考えたんだろうなと。苦労がすごく分かります。何故かというと、パートナーシップというのは別に法改正で出来たものじゃないですよ。制度として新たに作り上げたものですよね。本来だったら、パートナーシップというのはある意味、妥協の産物で出てきたもので、すごく良い制度なんですけど、もっと実体的に、本当は深く掘り下げてやらなくてはいけないところがあるんですが、ただ、それをやるにあたってはすごく時間と労力がかかるので、そこに関してはすごく、この制度を考えた人の努力というのは相当なものだろうなと感じております。だから、パートナーシップについて私はもう、ウェルカムです。すごく良いことだと思っています。

<事務局>

ありがとうございました。

<議長>

大変貴重なお話をありがとうございました。ここで、委員の方から事前に質問をいただいております。まずB委員、お願いいたします。

<B委員>

お話ありがとうございました。

いろいろな性の多様性の中に、結婚して子どもさんもいらっしゃるとお聞きしましたが、そういうふうに「あっ、そうか。この人はこういうふうな生き方をする人だな」というふうに認めてもらう。自然にそういうふうを受け入れるような、そういう社会が必要だとおっしゃいましたし、そういうことがだんだんこれか

ら広がっていったら、私たちも良いなと思っています。今、言われたようなパートナーシップ制度でも、別に同性の結婚を法的にはまだ認めていないのですが、要するにパートナーシップ制度からまず進めていくというのは今、賛成とおっしゃっていましたが、そういったことで私たちも広く受け入れる。いろいろな性の多様性があるなということを受け入れながらやっていくということで、特に、今までの中でこういうふうな声掛けや対応が嬉しかったなと思うことがありましたら、教えていただけますか。

<当事者E>

まず、自治体等の取組の中で、私が一番すごく考え方として進歩したなと感心したのが、私たちの場合で良くある緊急時におけるトイレの問題。どっちに行ったらいいか。法律的にいうと、私が女性のトイレに行ってしまうと問題になるんですが、多目的トイレという落としどころを見つけてくれたじゃないですか。これはすごくありがたい話だなと思いました。これも考え方のひとつで進歩した部分で、本当にありがたい制度で否定する人も実際にいるんですが、例えばマークの問題だとか、重箱の隅をつつくような人もいらっしゃるんですが、ただ、こういったものが新たに出来ましたということが、これがまずは進歩として表れていることなんです。極端なことを言うと、後退はしないんです。前進はしているんです。パートナーシップ制度も含めて、前進は間違いなくしているんです。

あと、学習だとか関わり方だとかというお話の部分でよく問われる話なんですけど、とりわけ、私が皆様方に対して「こういうことを知ってください」「ああいうことを知ってください」というのは、基本的には求めないんです。何故かというと、私は自分の立場として一番最初に何を言うかということ、「まずは私を見てください」と。それで、この人はどういう人なんだって、それを理解してもらおう。それだけなんです。何が言いたいかということ、男女だとかLGBTだとか関係ないんです。まずは一人の人間として見てくれと言うんです。そこには男女だとか関係ないんです。性の違和だとかも関係ないんです。まずは一人の人として見てくれと。私は学習だとか関わり方、本当に言えることとしてはまず、その人を一人の人間として見ることにしています。それがスタートだと思っています。それが始まりじゃないかと。そこからお互いの理解を深めていって、「この人はこういう人なんだ」と。そうすると、相手も特別視という形はしなくなるんですよ。

私がよく言う言葉があるんですが、私にとってLGBT、プラスやQというものもあるんですが、私から言わせていただくと単なる言葉です。私たちから言うと。逆に壁を作った言葉だと思います。その昔、30から40年前にはLGBTなんて言葉なんかなかったでしょ。その言葉、どこから生まれて来たんですか、という話なんです。そういった言葉だとかシンボルだとかを作ることで、際立ててしまったんです。個人の理解より、そういった「全体をまず、理解しなさい」ということになってしまうから、人によっては不快を覚える人もいますね。押しつけとを感じる人もいますよ。そうじゃなくて、やっぱり皆さん、当事者個々の立場を、まずは人として見てあげる。そこがスタートだと思っているんです。

LGBTだとか、それ以前の問題なんですよ。ハッキリ言って。人間として、まずはお互いを見る。そこが人間のコミュニケーション、社会のコミュニケーションを作るスタートラインなので。そこを飛び越えて、「この人たちはLGBTだ」とかで特別視して見ることを、学習なんかしないで良いです。ハッキリ言って。何故かという、人と人との理解ですから。人間対人間ですから。

例えばLGBTで、「私、トランスジェンダーですが、私、人間ですか。他の生き物ですか。」と聞かれたら、なんて答えますか。人間でしょう。だったら、人間同士の付き合いなんですよ。それ以上でもなければ、それ以下でもないんですよ。そこを分かってないから、おかしいことになるんです。だから学習だとかね、関わり合い方だとか、型にはめた考え方はあまりしないほうが良いと思っています。

<議長>

ありがとうございました。もうお一人からいただいております。C委員。パートナーシップ制度に関するご質問ですが、何か、付け足しでございますか。

<C委員>

大変小気味よいといえますか、素晴らしい強さだと私は感心しました。

私たち、認知症の会も一人の人間として見ていただきたいと、常々思っているのですが、世間はもう、認知症本人と家族に対しての偏見というのが長年ずっと続いております。その中で私たちが考えるのはやはり、一人の人間として見ていただくためには、私たち自身が強くなる。絶対、自分自身を卑下しないという形で活動しております。

おっしゃることがいちいちすごく胸に響きました。例えば、多目的トイレにしても、高齢の夫婦の奥様が認知症になった時に、介護者が奥様のトイレに付き添って女子トイレに入れないという現状があるので、同じように私たちも多目的トイレの必要性を感じておりますし、いろいろな人権の中で、障がいの中身が違っていても、日常生活の中で一緒に考えていくということは多々あると思うんです。

パートナーシップに関してはやはり今、いろいろなことが変わってきているので、例えば内縁の妻、事実婚にしても、法律的には認められなくても、健康保険や年金など、徐々に認められていて、シングルマザーも、戸籍に入っていない人は寡婦控除を取れなかったのが、去年から取れるようになったというように、やはり、声をあげることによって、その人たちが住みやすい制度というのが徐々に変わっていったわけですから、パートナーシップ制度は必要としている人がいる以上、私は山口市も早急に検討していただき、日常生活が暮らせるようにしていただきたいなと思いました。

<議長>

ありがとうございました。

事前に質問いただいているのは2人ですが、今、お話を伺って、他の委員の方で何かお聞きになりたいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。

まずは会場の方から伺います。いかがでしょうか。特にないですか。

時間も押してはいるのですが、先ほどの話の中でももう少し詳しく聞きたいと思っていることを質問させていただきます。

パートナーシップ制度について賛成であるというご意見があった中で、もっと掘り下げてほしいというところはあるのですが、ということをおっしゃったのですが、具体的にはどういう点がもう少しという部分なのでしょう。

<当事者E>

具体的な話は、先程少し話に出たんですが、民法上で内縁というのは、実は男女という形で縛りがあります。婚姻に関しても憲法に男女とありますよね。例えば、同性婚を認めてないだとか、法関係を一気に認めるというのは実社会としても、法務省としてもすごく難しいことだろうと思います。まず一番やりやすいところとして思ったのが、実は内縁関係なんです。内縁関係を同性も認めるようにすれば、例えばパートナーが亡くなった時の財産分与の話や、相続は無いんですが、特別縁故者としての財産分与の話。例えば、賃貸に住んでいます。契約者の借主のパートナーが仮に亡くなったとします。本来であれば内縁関係が無かった場合、大家さんの方から一緒に住んでいる人に「出ていってくれ」と言えるんです。しかし、内縁関係があったら住めるんです。何故かという、実は、亡くなった人の相続人の居住権を代理として使って住めるんです。

そういった意味で、まずは一番手っ取り早く手を付けられるところといえば、民法の内縁かなと思ったんですが、そこをまずやってくれると、突破口かな。これやると、結構進むのは早いかなと思うんです。

ただ、同性婚等に対しては憲法の改正問題だとかが出てくるので、すごく難しいと思うんです。国民投票の問題もあるし。私たち当事者だけの話ではないですからね。例えば、今、言った通り、民法改正にしてもそうなんですが、私たち当事者だけではなく、他の人も関連してくる問題なので、見方とした場合に、例えば、私、よく言うんですが、自分を見るのではなくて、客観的に社会全体を見た時に、どこが一番良い落としどころか。そこを見て判断する。例えば、先程も少しお話ししたんですが、まず、基本は人間として考えるところなんです。法律というのも人間が作ったものなので、綻びって絶対あるんです。完璧なものって絶対無いんです。人間が作ったものですから。そこに綻びがあって、それを本来だったら社会の変化とともに合わせて改正しなくてはならないんですが、じゃあ、30から40年前に作ったものが、今に間違いなく適応するかといえば、適応しないものがいっぱいあるんです。そのたびに法改正という形をしてきているんです。今回、求めるところとすれば内縁のところ。ここを先程言った、掘り下げるというのが、内縁の部分だけでも、同性でも一応、内縁関係を認めるよと。そこが突破口になってくれるのではないかとは思っています。

<議長>

ありがとうございました。他に委員の皆さん、無いようでしたら、これで当事

	<p>者Eさんとの質疑応答を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>当事者Eさん、本日は大変貴重なお話をお伺いすることが出来ました。本当にありがとうございました。</p> <p><議長></p> <p>それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明願えますでしょうか。</p> <p><事務局></p> <p>それでは、今回は年度が変わりましての御案内となる予定ですので、よろしくお願ひ致します。</p> <p><議長></p> <p>どうもありがとうございました。本日の議事は以上でございます。それでは、事務局に進行を引き継ぎます。</p> <p><事務局></p> <p>会長さん、ありがとうございました。それでは、「その他」の事項といたしまして、山口市の人権教育・啓発の状況について御報告いたします。</p> <p>お配りしております資料1、令和3年度山口市人権教育・啓発計画の2ページ中段、6、事業計画をご覧ください。今年度の現在までの人権施策の実施状況をお示しております。主なものといたしましては、人権啓発の柱でございます、人権学習講座ですが、別紙資料2の通り年間16回の開催予定といたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、5回を中止せざるを得ない状況になりました。また、人権ふれあいフェスティバルにつきましても、資料3の通り、コロナ禍の中、人数制限を行いながら、なんとか開催することができました。</p> <p>また、計画とは別でございますが、各種申請書、届出書等の性別記載欄について性別欄が不要なら廃止してもらいたいといった御意見、御要望がございました中、令和2年度末までに、59の申請書等から性別記載欄を廃止したところでございます。報告については以上でございます。</p> <p>以上を持ちまして、令和3年度第1回山口市人権施策推進審議会を終了いたします。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。本日は大変お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。</p> <p>—以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>知っておきたい「LGBT」等の基礎知識</p> <p>資料1 令和3年度山口市の人権教育・啓発抜粋 事業計画</p> <p>資料2 令和3年度人権学習講座概要</p> <p>資料3 山口市人権ふれあいフェスティバルちらし</p>

問い合わせ先

地域生活部人権推進課人権推進室

TEL 083-934-2767